

平成27年12月定例会

広域交流対策特別委員会説明資料

政策創造部
商工労働観光部
農林水産部
県土整備部
警察本部

目 次

I 提出予定案件

1 その他の議案等 -----	1
(1) 条例案 -----	1
ア 徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例（道路整備課）-----	1

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例（道路整備課）

（改正の理由）

本県の交通網の更なる強化を図るため、徳島県道路整備利用促進基金について、本県の交通網を構成する道路以外の交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業に要する経費にも充てることができることとする必要がある。

（改正の概要）

- (ア) 題名を「徳島県交通網整備利用促進基金条例」に改めることとした。
- (イ) 徳島県交通網整備利用促進基金について、次に掲げる事業の財源に充てる場合に処分することができることとした。
 - ⑦ 高速道路及びこれと一体となって本県の幹線道路網を構成する道路の整備に関する事業
 - ⑧ 本県の交通網を構成する交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業
 - ⑨ ⑦及び⑧に掲げるもののほか、本県の交通網の強化を図るために実施する事業であつて知事が特に必要と認めるもの

（施行期日）

公布の日から施行する。